

法政大学大学院研修生・委託研修生・特別研修生規程

規定第442号

一部改正 1996年 4月 1日 1997年12月 1日
2003年 4月 1日 2005年 4月 1日
2011年 4月 1日 2013年 4月 1日
2016年 4月 1日 2020年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、本大学院学則第50条の2、第51条及び第52条で各々規定する研修生、委託研修生及び特別研修生（以下、「研修生等」という。）について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 研修生等として入学できる者は、本大学院学則で示す修士課程の入学資格に適合する者とする。

(研修生)

第3条 本大学院正規課程を目指し、研修生として入学を希望する者について、入学試験の成績に応じ、各研究科の基準に従って選考し、研究科教授会の議を経て、総長が入学を許可する。

(委託研修生)

第5条 国内外の大学、公共団体、又はその他の機関からの委託研修生については、随時各研究科の審査を経た後、研究科教授会の議を経て、総長が入学を許可する。

(特別研修生)

第6条 協定等により受け入れる特別研修生については、当該研究科専攻の特別な選考及び審査を経た後、研究科教授会の議を経て、総長が入学を許可する。

(研修期間)

第7条 研修生及び委託研修生の研修期間は、1年以内とする。ただし、1年に限り継続を認めることができる。その場合は、研修期間延長願を提出し、指導教授の承認及び研究科教授会の議を経て、研究科長が延長を許可する。

2 特別研修生の研修期間は、前項にかかわらず、当該研究科専攻の指定する期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、委託研修生として受け入れる国費外国人留学生の研修期間は、文部科学省が許可した期間とする。

(指導料等)

第8条 研修生等は、別に定める指導料等を納入しなければならない。

(単位の認定)

第9条 研修生等は、履修した科目につき試験を受けることができる。試験に合格したときは、授業科目（単位）として認定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

2 1996年4月1日 規程名、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条を変更

3 1997年12月1日 第6条を変更

4 2003年4月1日から第6条第2項を改正施行し、2003年度入学者から運用する。

5 この規程は、2005年4月1日から第2条、第4条、第5条、第6条第1項を改正し、施行する。

- 6 大学院学則の改正に伴い、この規程の第1条及び第2条を改正し、2011年4月1日より施行する。
- 7 この規程は、2013年4月1日より第1条、第2条、第6条、第7条及び第8条を一部改正する。また、第6条を新設し、以下条を繰り下げ、施行する。
- 8 この規程は、2016年4月1日より第10条を一部改正し、施行する。
- 9 この規程は、2020年4月1日より第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条を一部改正し、施行する。

(追53)